

令和4年度 部活動に係る活動方針

青森県立八戸聾学校

1 部活動の目的

部活動は、児童生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校については、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツに親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、各学部の全教員で確認し、共通実践を進める。
- (2) 部活動は各学部の全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 児童生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における児童生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
- (5) 児童生徒の休養日及び活動時間等については、児童生徒の発達段階を考慮するとともに、青森県教育委員会「運動部活動の指針」を踏まえ、本校では以下のように定める。

3 部の編成

- (1) 原則として部活動への参加は任意とする。
- (2) 部の結成組織は4月中旬に行うものとする。特に入部所属時においては、保護者の確認を学担及び部活動顧問の連携のもとにとり、同意書を提出してもらう。
- (3) 小学部の部活動は、4年生以上を対象とする。

4 休養日等の設定について

- (1) 原則として教員が担当できない日、帰省日（週休日の前日）、週休日（土・日）は休養日とする。
- (2) 定期考査前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）以上の休養日を確保することを条件に弾力的に取り扱うものとする。

5 活動時間について

- (1) 学期中の活動時間は、15:40～16:40の1時間程度とし、大会前の一定期間において、17:30まで延長して活動できることとする。
- (2) 長期休業中の活動時間は、3時間程度とする。

6 大会への参加

- (1) 学校として参加する大会数については、学校及び保護者の送迎等を考慮し、過度な負担とならないよう十分に配慮する。
- (2) 大会参加への交通手段は、公共交通機関、タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が児童生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

7 指導方針

- (1) 児童生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、児童生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 児童生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、児童生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にした指導に努める。
- (4) 児童生徒が安心して活動できるよう、体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。
- (5) 外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、本活動方針に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。

8 顧問が運営・指導する際の留意点

- (1) 年間計画及び毎月の活動計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。
 - ア 年間計画は、学校で策定する「部活動に係る活動方針」をもとに作成する。
 - イ 実績報告書については、月末に作成し、校長、教頭に提出する。
- (2) 顧問は、毎月、月末までには児童生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。
- (3) 部活動の必要経費として保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金に準じて厳正に取扱い、会計報告書を校長並びに保護者に提示する。
- (4) 外部指導者を活用する場合、顧問は練習日程や活動内容等について共通理解を図りながら指導にあたる。
- (5) 顧問は、児童生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退校時刻を厳守させる。（平日16時40分）
- (6) 顧問は、練習前や練習中の児童生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に、児童生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。